別紙様式第１号

　　年　　月　　日

**学術・技術指導申込書**

国立大学法人島根大学長殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委託者の住所（〒　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委託者の名称

代表者名　　　　　　　　　　印

裏面に記載の学術・技術指導実施条件を承諾の上，下記のとおり申し込みいたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 題目 | 　 |
| 目的 | 　 |
| 内容 | 　 |
| 期間 | 開始　　　　年　　月　　日 終了　　　　年　　月　　日 |
| 回数・時間 | 　　　年　　　月　　　週　　　　回（1回あたり　　　時間） |
| 実施場所 |  |
| 希望する指導者氏名・職・所属 |  |

１　学術・技術指導の概要

２　委託者事務連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名・所属 | 氏名　　　　　　　　　　　所属　　　 |
| 連絡先 | Tel　　　　　　　Fax　　　　　　　e-mail 　　　　 |

３　学術・技術指導料

指導料　　　　　　　　　　　　　　円

直接経費額　　　　　　　　　　　　円

間接経費額　　　　　　　　　　　　円（直接経費×30％）

総額　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税相当額を含む。）

４　その他希望事項

※申請する前に必ず依頼する研究者もしくは地域未来協創本部へご相談下さい。

**学術・技術指導実施条件**

第1条 国立大学法人島根大学（以下，「甲」という。）は，委託者（以下，「乙」という。）に対し，表面に記載のとおり学術・技術指導を実施する。

第2条 学術・技術指導とは甲が乙の要請を受けて，甲に所属する教員等がその教育，研究及び技術上の専門知識に基づき指導，助言，コンサルティング，簡易的な実験・分析を行うことにより，乙の業務活動を支援するもので，新たな研究開発を伴わないものをいう。

第3条 学術・技術指導は，乙の都合により一方的に中断又は終了することはできない。

第4条 知的財産が生じた場合は，その取り扱いについては，甲と乙が協議して決めるものとする。なお，学術・技術指導制度を実施する過程で，新たな発明等が生じた場合には速やかに共同研究へ移行するものとする。

第5条 乙は，学術・技術指導に要する経費（以下「学術・技術指導料」という。）を本学の発行した請求書に記載された所定の期日までに納付しなければならない。

第6条 乙は，基本的に納付した学術・技術指導料の返還請求はできない。

第7条 乙は，学術・技術指導に基づく商品の販売，役務の提供その他業務活動の結果について甲に何ら保証を求めることはできない。また，乙の業務活動に起因する損害に対して甲にその補償を求めることはできない。

第8条 学術・技術指導の実施場所として，原則として甲の施設において実施する。ただし，乙が甲の施設以外の場所において学術・技術指導を行うことを希望した場合であって，甲がこれを適当と認めたときは，乙の施設又は甲以外の適当な場所において実施することができる。なお，簡易的な実験・分析については甲の施設内のみで実施するものとする。

第9条 天災その他やむを得ない理由がある場合，甲と乙は協議の上，学術・技術指導を中断，終了，又はその期間を延長することができる。

第10条 甲は学術・技術指導料に不足が生じたときは，乙と協議の上，学術・技術指導料の不足額を乙に負担させるか否か決定する。

第11条 甲及び乙は，学術・技術指導を実施するにあたり入手する自己以外の当該業務当事者（以下「相手方当事者」という。）の学術・技術指導上の秘密情報及び学術・技術指導の成果（以下「秘密情報等」という。）を，相手方当事者の書面による了解を得ることなく，第三者に開示し，又は漏洩してはならない。ただし，次のいずれかに該当するものについては，この限りではない。

一　開示を受け又は知得した時点において，既に自己が保有していたことを証明し得るもの

二　開示を受け又は知得した時点において，既に公知又は公用となっていたもの

三　開示を受け又は知得した後，自己の責によらずして公知又は公用となったもの

四　正当な権限を有する第三者から適法に得たことを証明し得るもの

五　秘密情報等とは無関係に独自に開発したことを証明し得るもの

第12条 甲は，甲が実施した学術・技術術指導の内容及び結果に関し，明示又は黙示を問わず，一切の保証をしない。また，乙に損害が発生した場合においても，当該損害についての一切の責任を負わない。

第13条 学術・技術指導により，乙が甲の名称，略称，ロゴマーク等を自社製品の広告の目的その他の営利目的に使用することを希望した場合の取り扱いは，甲が乙と協議の上決定する。なお，職員等（学術・技術指導者を含む。）の氏名等を使用する場合についても，同様とする。

第14条 学術・技術指導よる成果は，必要に応じて甲と乙が協議の上第11条に定める秘密情報等の取り扱いについて十分考慮して発表又は公開できる。

第15条 甲及び乙（法人の場合にあっては，その役員又は使用人を含む。）は，相手方に対し，次の

各号の事項を表明し，保証する。

　　　一　自らが，暴力団，暴力団員，暴力団準構成員，暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者，暴力団関係企業，総会屋，政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ，特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下，総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

　　　二　反社会的勢力に自己の名義を利用させ，本学術・技術指導を申請する者でないこと。

　　　三　自ら又は第三者を利用して，次の行為をしないこと

　　　　　ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　　　　イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し，又は相手方の信用を毀損する行為

第16条 甲は，乙が以下の違反をおかした場合には学術・技術指導を中断又は終了することができる。また，それにより乙に損害が生じたとしても一切の損害賠償義務を負わない。

一　学術・技術指導に要する経費を所定の納入期限までに振り込まない場合

二　前条の確約に反する申告，契約，行為をしたことが判明した場合

三　学術・技術指導の実施において何らかの重大な違反をした場合

第17条 ここに定めのない事項について，これを定める必要があるときは，甲および乙が協議して定める。

第18条 乙は，学術・技術指導に係る関係者を甲へ派遣するにあたっては，当該者に甲の諸規程を遵守させる。